

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

平成28年7月教育委員会会議：定例会

期 日 平成28年7月20日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後3時05分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 関山 邦宏 委員長 田邊 俊彦 委員長職務代理者
菅谷 義範 委員 茅野 達也 教育長

傍聴者 1名

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 次 長 上村 充美
教育総務課長 蜂谷 匡 学 務 課 長 佐久間保男
指導課主幹 相蘇 重晴 教育センター所長 塚本 学
社会教育課長 檜垣 幸夫 文 化 課 長 鈴木 千春
教育総務課企画財務班長 菅原 敬太
事務局 教育総務課教育総務班長 鈴木 康二 教育総務課教育総務班 加藤 昌紀

〈 会議概要 〉

1 委員長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より2件報告

・6月28日開催の定例の校長会議、7月4日開催の定例の教頭会議について報告する。

校長会議では、主に3点話をした。

1つ目は、常に学校を見直し、よりよくするための姿勢を保つことが大事であるということ。具体的には、リーダーが実際に足を運び、汗を流して学校のあるべき正しい姿を先生方にイメージをさせて、子どもたちの様態や先生方の指導の進捗状況、課題への対処方法について常に把握しながら、改善していこうとする力強い姿勢が大事である。

2つ目、学校訪問指導は総力を挙げて臨んでいただきたいということ。

学校訪問指導は、学校経営の一端を発表する場でもあり、指導室訪問、管

理訪問、校内研究会は全員の力で臨んでいただきたい。教室環境、指導案の点検、校舎、校地の環境整備を整えることは、日ごろの教育実践のあらわれであり、先生方に自信を与える大きなチャンスであることを認識していただきたい。

3点目、いじめ調査結果から見た学校の取り組みについて話をした。

平成27年度はいじめ調査結果を考察すると、いじめ発見の大きなポイントはアンケートが情報収集に大きな役割を果たしているため、教員や保護者へいじめのサインが発信されたらすぐに対応するような組織をつくって対処していただきたいという話をした。

次に、教頭会議では主に4点話をした。

1つ目は、学校の伝統とは何かについて話をした。

営々と築いてきた教育実践が受け継がれ、子どもたちのために有益な取り組みであり、指導者がかわっても継続して行う教育活動であり、常に改善を図ろうとする豊かな環境や土壌が備わっていることが大事である。学校の伝統は、常に新しい風に対応できる柔軟性と築き上げた教育を大事にしようとする姿勢が職員集団にみなぎっていると築き上げることができる。そして、地域へ実践を発信して学校の存在感を伝えていくことが重要であるという話をした。

2つ目、学校経営の中心は何か、この時期に年度途中の節目は目標達成のために継続した具体的方策を講じているかを見きわめることが重要である。具体的に言えば、職員が目標に照らした行動が実践されているかで4月の学校教育目標に照らした全職員の取り組みが継続しているかどうか振りかえることが大事、声だけ大きくして実践の伴わない組織ほど教職員は成長しない。よく学校は努力している、頑張っていると言うが、努力するための具体的方法を明らかにしないと、目先だけの教育になる。例えば子どもたちの学ぶ意欲を高めていきますという目標に対して、通常の授業展開の後の過程で意欲づけを図っているのか、意欲を高めるため、子ども同士の認め合う場面の設定はなされているか、どの時間に設定しているか、その場面設定は成果を出しているか具体的であることが重要であると。その実践を管理職が見て評価していることが大事であるという話をした。

3点目、日々の子どもの変化に迅速に対応できる組織であることが大事であるということ。子どもの変化を把握するためには、全職員の観察、職員の情報共有と解決に向けた指導者の役割が瞬時にできることが大事であること、そして指示が明解なことが大きな鍵を握っているため、よく職員の動きを見て、適切に指導をお願いしたいということ。

4点目、問題行動の影に隠れがちな子どもの様態把握が大事だという話をした。比較的影響力の低い目立たない子ども、家庭環境に課題の多い子どもに視点を置いたきめ細かな支援が重要なため、夏季休業日前に子どもの様態を再度確認していただきたいという話をした。

② 平成28年6月市議会定例会について【教育総務課長】

平成28年6月市議会定例会について報告する。

6月市議会定例会は、6月6日から6月27日までの22日間を会期として行われた。一般質問については、13日から16日までの4日間、教育委

員会関係の質問は 13 名の議員から質問があり、主な内容としては地震など、災害時を含めた学校施設等の整備に関する事、部活動や組み体操などの取り組み状況に関する事、教育委員の選任に関する事など多岐にわたる質問があった。質問の内容及び答弁の内容については、お手元に配付をさせていただいた答弁記録によりご確認をお願いする。

次に、議案及び請願について、教育委員会関係では議案が平成 28 年度佐倉市一般会計補正予算 1 件、また請願については「国における平成 29（2017）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書、この 2 件が提出された。採決の結果については、議案が起立多数で原案のとおり可決され、請願については採択された後、議員発議案として上程され、原案のとおり可決された。

なお、詳細は議決結果一覧を配付している。参考にごらんいただきたい。

③ 平成 28 年度佐倉市民文化祭について【文化課長】

平成 28 年度佐倉市民文化祭について報告する。

資料は平成 28 年度佐倉市民文化祭概要と、A 3 の文化祭主催スケジュールを添付させていただいている。市民文化祭は、これまで多くの市民の皆様が芸術文化に触れる機会となるとともに、年 1 度の文化団体の日ごろの練習や活動の成果を発表する場として実施してきた。10 月 1 日には、恒例となっている市民音楽ホールでのオープニング行事を開催し、このオープニング行事では 10 時から式典を 30 分ほど行い、その後 8 団体による舞台発表を行う。それにあわせて、ロビーでは 7 団体の展示発表も開催する。この 10 月 1 日のオープニングを皮切りに、ほぼ 2 カ月間にわたる文化祭が市内 21 団体、27 会場でそれぞれの展示会や大会などが開催され、協賛事業も 2 団体が開催する予定である。今年度もできるだけ多くの方にご来場いただければと考えている。

④ いじめの状況について【指導課主幹】

いじめの状況について報告する。

いじめの月例調査から 6 月末日までのいじめの状況は、認知件数が 135 件報告された。この数値は、昨年度と比較すると小学校で 42 件、中学校で 40 件の増となる。内容については、冷やかしかからかい、悪口等が 90 件、軽くぶつかられたり遊んだふりをしたりしてたたかれたり蹴られたりしたが 33 件となっている。発見のきっかけとしては、教職員の発見のほか本人からの訴えが 46 件、保護者からの訴えが 36 件とふえてきており、子どもや家庭にいじめ問題についての周知が図られてきたものと考えている。夏休み中も気がついた時点で学校に連絡していただくよう学校から保護者へ通知をしたところである。状況としては、ほぼ解消が 9 割を超えているが、解消した後もしばらく見守りが必要だと思っている。たとえ日常的な子ども同士のトラブルが原因であったとしても、重大事態にならないよう夏季休業中も含めて細かに対応するよう指導を継続していく。

次に、7月15日金曜日に佐倉市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会を開催した。法務局佐倉支局長を初め児童相談所、佐倉警察署等、県、市の関係部局、団体13名と市教委7名の20名の参加で佐倉市のいじめや虐待、問題行動等の状況報告と各部局の取り組み等について協議した。各委員から現状について率直な意見交換があり、大変有意義な会議であった。これにより佐倉市と関係機関が今まで以上に緊密な連携が図れるものと期待している。

なお、8月8日月曜日にいじめ対策調査会を開催する予定である。

⑤ 感染症の状況について【指導課主幹】

感染症の状況について報告する。

先月増加していた流行性耳下腺炎が、5年ぶりに全国的に流行となった。市内ではようやく減少傾向となったが、7月15日現在70件報告されている。水痘は53件報告され、根郷小、志津小、山王小で多く発生したが、学級閉鎖はなかった。感染性胃腸炎は36件の報告があった。また、6月下旬から3名の生徒が熱中症で通院したので、報告する。いずれも症状は軽く、どれも部活動中に起きたものであり、学校での暑さ対策も十分行っていたが、子どもたちが暑さに十分体が順応できていなかった様子である。今後も水分補給や休息时间等をきちんととり、予防に努めるよう指導していく。

⑥ 夏休み中の好学チャレンジ教室について【指導課主幹】

夏休み中の好学チャレンジ教室について報告する。

今年度も各学校を中心に夏季休業日を使って好学チャレンジ教室を開催する。実施内容等は資料のとおりだが、今年度から佐倉市内4公民館と千葉敬愛短期大学が協力していただくことになった。多くの市民ボランティア、学生ボランティアの皆さんにご協力いただき、さらに充実するよう努めていく。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

市議会の答弁記録の12ページ運動会の組み体操について、平成27年度が12件、今年度8件ということになっているが、27年度に骨折が1件というのがあった。これは、橈骨骨折ということなので、結構けがとしてはそんなに軽いものではないが、これは教育委員会で報告いただいているか。

【指導課主幹】

させていただいている。

【委員1名より】

市議会の答弁記録の13ページにピラミッドの段数が7段というのが1校ある。下に4段の1人当たりの荷重がどのくらいと書いてあるが、7段になると、物すごい荷重がかかる。ある調査では150キロ以上かかるという数値が出ている。これをなぜこんなに高いのをやるかという、その意義がよくわからない、6段以上とか。その辺はどういうことなのか。別に高いからいいということでやっているのか、それともただ単に自己満足でやっているのか、その辺はどう

なのか。

【指導課主幹】

一般的にピラミッドというと、平面状というのですか、平たく5、4、3、2、1という形の7段、そういう7段という形ではなくて、今いろいろなところでやられている立体的な形でやっている関係で、その体重負荷というものなどは、かなり抑えられるような形で取り組ませていただいている。高さについても、いわゆる大阪のほうなどでは非常に高い12段とか13段とかという形で行っているが、佐倉市は、7段の高さまでという形で、昨年度と同じような形で行っている。高さを競っているという形よりかは、やはり形をつくって、そこでみんなで集中して行っていくことによる達成感や毎年伝統のようにやられてきた流れがある。今年度は、やはり事故の関係等があったので、高さに関しても注意しながら、事故のほうの防止にも計画的に練習も進めて取り組んできた状況である。

【委員1名より】

前のお答えでは、各学校に任せていると。ですから、教育委員会として特に指導、マニュアルをつくっているというわけではないということでしょうか。

【指導課主幹】

実施については、各学校の校長先生の判断でという形で今年度も行っている。特に何段までにしなさいとか、そういうような形の指導はしていないが、計画段階からやはり事故等の部分に関してはこちらも非常に慎重にということで、練習段階のほうから指導主事とか我々のほうも実際にその練習現場を見させていただいて、危険なところが予想される部分については指摘させていただいた。その上で学校のほうで判断をして、その高さでという形で行っている。

【委員1名より】

確かに団結するとか、盛り上がるとかという部分なので、雰囲気としては大事だと思う。ただ、学校行事の中での事故というのは、割合起こりやすいと思う。ですから、幸いと言ってはなんだが、橈骨骨折程度で何とかおさまっているので、まだいいのだが、ただ幾ら段が低くても圧死するとか、そういうことも起こるので、その辺はもう一回十分指導していただいて、これから中学の体育祭とか、運動会があるので、その辺ももうちょっと徹底していただければ、より安全に行えれば、それだけ意義がより増すかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思う。

【教育長】

今指導課主幹が説明してくれたが、議会議事録の14ページをちょっとごらんいただきたいのだが、7段ピラミッドについては14ページの上のほうに書いてあるが、この7段ピラミッド、私も随分高いなと思った。実際に見てきて、写真を撮ってきて見てみた。上から見ると、円錐のような感じになっており、総勢90人なのだが、下にいる子は約55人いて、そこにだんだん上に上がっていくという感じで、力は分散するような形であったので、それで十分注意しながらやるということなのだが、基本的にはふだん子どもたちは高さに対する負荷、体重に対する負荷というものが通常の体育の授業の中ではなかなかないので、練習段階の中できちっと押さえるのだということと、県の通知を校長会、教頭会でお示しして、あと現場で見ってもらうという形で行った。この7段ピラミッドは成功して、子どもたちは非常によかったなと思うが、今委員からお話をいただいた

とおり、秋にも運動会あるので、より一層通常の子どもたちの練習様態をしっかり見て、きちっと組み体操に取り組むということで、安全が第一なので、そういう話を事前にしており、9月早々にまたお話ししたいと思う。

【委員1名より】

先ほど主幹から報告いただきたいじめの状況だが、非常に我々の意図していることが保護者にもきちんと伝わっているようであり、非常にありがたいなと思っているし、逆にこれからも少なくなっていくのではないかなというふうに思われる。

そこで、解消が9割ということだったが、そのあと1割、何か問題点があるようなことはあるのか。

【指導課主幹】

9割の部分については、一応当事者や何かも含めてきっちりと保護者との謝罪とか、そういうものも含めて大体終わったと。まだなかなか全部が応じてごめんなさいとなっても、お互いに納得していても、まだちょっと心配かなというものなどは、もう少し見守りをしっかり続けてから解消という形で報告をさせていただこうという学校もあるので、その辺で9割はほぼ解消、あと1割が取り組み中という形での報告をさせていただいている。一応この6月末までの段階でもいわゆる重大事態と呼ばれるような大きなじめの案件というのは報告が一切上がっていないという状況である。

【委員1名より】

それで、初めていじめ問題対策連絡協議会が、20名の全員が出席され、開催されたようだが、何かそこで目立って私たちが知っておいたほうがいいというようなことがあったか。

【指導課主幹】

連絡協議会は、いわゆる外部機関との連携、連絡調整という部分をメインとさせていただいた。児童相談所や法務局の支局長さんもお見えになられたので、実際のところで佐倉の法務局としてできる部分のことはこういうことができるよと、啓発活動がメインであり、そのご紹介をいただいた。あと、児童相談所、それから佐倉警察署は、実際の案件で、いじめと直接的に絡んだものではなかったが、いわゆる問題となっている、児童虐待とか、そういったものも背景にあらわれてくるのが結構あるので、その辺の事例についても簡単にご紹介いただきながら、全体で協議ができたので、お互いの共通理解が非常に図られたという部分では大変有益だったと思っている。

3 議決事項

教育長より議決事項2件の上程

議案第1号 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について

教育総務課長より上程議案の説明

内容： 点検評価報告書案については、前回、6月の教育委員会議でご協議、ご指摘をいただいた文章表現や評価の組み合わせなど修正をした。資料の最初に前回の指摘事項からの修正点を添付しているので、ごらんいただきたい。主な修正点のみご説明をさせていただく。

修正点資料では1ページ目の上段、報告書案では3ページ、基本方針2、

豊かな心と学ぶ喜びに満ちた学校教育をめざす、施策3、確かな学力の向上をはかりますの中の文章について、前後の文脈を踏まえ、よりわかりやすい文章へ修正をした。

続いて、修正点資料では1ページ目の中段から2ページ目の中段まで、報告書案では10ページから11ページになる。修正点は、大きく分けて3点である。1点目は、各事業の自己評価を再度見直したことにより質的、数的、総合の各評点についてA及びBの評価の数に変更となった。2点目は、評価結果概要の文章について、語句の補足や順番を入れかえるなど、適切な表現に修正をした。3点目は、評価の組み合わせのバランスを修正した。前回では、総合評価のCの中に位置づけられていた質的評価がC、数的評価がDの組み合わせだが、評価をより厳しくし、総合評価をCからDへと変更している。

続いて、修正点資料の2ページから最後まで、報告書案では12ページから最後までとなる。それぞれご指摘のあった箇所について、自己評価の見直しや文章表現を修正した。

以上、簡単ではあるが、前回ご指摘いただいた点の主な修正内容である。その他の箇所についても市内の表現を整理するなど、前後の文脈を踏まえ、より適切でわかりやすい表現になるように見直し、再度校正をさせていただいた。

また、本日議決をいただけましたら、8月中に学識経験者の意見をいただき、この意見を加えた点検評価報告書を9月に市議会へ提出する。また、ホームページ等で公表したいと考えている。

なお、学識経験者の意見については、教育委員会に対して意見をいただくものなので、教育委員会会議では審議対象になっていない。そのため、本日の教育委員会会議では47ページまでの事務局作成部分までの報告書案についてご審議をお願いしたいとするものである。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

細部にわたって直していただき、非常にご苦労されたかと思います。特に今回意見というのはないので、このままいただいてもいいかなと。

それからあと、感想としては、評価としては結構よくなっていると思うので、引き続きこの現状を維持しないといけないかという、そういうことが感想である。

【委員1名より】

これは、恐らくパソコンの変換ミスだが、40ページ一番下の自己点検評価の評価理由の1行目の最後のところ。「井野長割遺跡見学会」、その次、「武家屋敷畑作修景に導入した」と、これでよろしいのか、この「畑作修景」。

【文化課長】

これについては、武家屋敷の後ろに畑をつくっており、そこで野菜をつくる菜園等をしているのだが、当時の様子を厳密に再現しているわけではないが、その雰囲気を出すという効果でその「修景」ということである。

【委員1名より】

そういう言い方か。

【文化課長】

様子をそこに再現しているということで、こういう説明を書いていたのだが。

【委員 1 名より】

説明聞けば、何となくわかるのだが、こういう表現があるのか。

【文化課長】

わかりづらい表現なので、わかりやすい表現に変えさせていただく。

【委員 1 名より】

どうも私は変換ミスかなというふうに。済みません。

あとのところは、先ほど委員が言ったとおり、細かいところまで直していただいてありがとうございます。どうも感謝申し上げます。

《議決結果》

可決

議案第 2 号 平成 29 年度使用教科用図書の採択について

学務課長より上程議案の説明

(期日を指定して公表するもののため、これより秘密会とする。なお、9月1日より開示。)

内容： 平成 29 年度使用教科用図書の採択について説明する。

去る 7 月 8 日に第 2 回教科用図書印旛採択地区協議会が開催され、佐倉市から関山委員長、茅野教育長が協議会委員として出席された。そこで、協議会の規則に基づき学校教育法附則第 9 条に規定される一般図書の選定が行われ、別紙のとおりとなった。

では、学校教育法附則第 9 条に規定される一般図書について報告する。初めに、本年度新規に採用されたものは、別紙資料 1 ページから 4 ページの備考に新規という表記で示した 8 冊のものである。専門調査委員の資料をもとに簡潔に説明する。1 ページ目、36 番、「ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐらの 1 ねんかん」、各月と行事季節を対応させ、リズムカルな文章で書かれており、親しみやすく、読み聞かせにも適しているものである。

続いて、2 ページ、20 番、「ひとりだちするための算数・数学」、これは日常生活で役立つ数量や図形等の内容で、実生活を身近に想像できる内容となっている。

続いて、3 ページ、5 番、「はっけんずかん のりもの改訂版」、見開きごとにいろいろな乗り物の種類や特徴がわかりやすく説明され、興味、関心が持ちやすい内容の構成となっている。同じく 3 ページ、8 番、「あそびのおうさまずかん 1 からだ増補改訂」、見開きごとに一つのテーマで体の名称、その役目や体の仕組みがわかりやすく説明されている。13 番、「5 訂版歌はともだち」、簡単な曲から合唱や合奏にまで対応した楽譜があり、興味を引くようなさまざまなジャンルの曲が取り上げられ、児童生徒の実態に応じて活用できるものになっている。19 番、「くらしに役立つ理科」、自立した生活を送るために必要な理科の内容が適切に取り上げられ、健康な暮らし、自然と暮らし、便利な暮らしに分けて書かれており、内容のバランスがよいものとなっている。

続いて、4 ページ、16 番、「はじめてのこうさくあそび」、身近な素材を利用し、日常生活で簡単に取り組むことができる工作を取り上げ、その手順がわかりやすく説明されているものである。続いて、同じページです。18 番、

「しごとば」、日常に接する機会のある職種を取り上げ、イメージしやすく、仕事場、道具、内容を絵と文字でわかりやすく示している。

平成 28 年度に使用するもので、平成 27 年度に除外となったものが別紙資料の 4 ページの 7 冊である。今年度新たに除外となった図書が 1 冊ある。五味太郎「言葉図鑑 (10) なまえのことば」、これは言葉が母親を汚すような言葉があり、言葉の引用に不適切な部分があるというような報告を受けている。

附則 9 条本については、以上である。

次に、平成 29 年度の小中学校で使用する教科書については、同法第 14 条の規定により 4 年間は同一の教科書を採択することとなっている。したがって、小学校は別紙資料の 5 ページのとおり、中学校については別紙資料の 6 ページのとおりとなっている。このことについては、協議会でも確認がとれている内容である。

なお、この教科用図書等の選定結果については、8 月 31 日まで部外秘となっている。

(休憩)

学務課長から追加説明

4 ページ、「平成 27 年度学校教育法附則第 9 条」というような表記があるが、訂正をお願いする。そこは、「27 年度」ではなくて、「29 年度」、それと「学校教育法附則第 9 条の規定による一般図書 (除外本)」と書いてあるが、「(除外本)」を消していただきたい。

今ご説明した 7 冊のところだが、この図書については言葉の表記等の関係で今年度まで除外されていた本である。新たに 29 年度使用の図書として除外されたものが五味太郎「言葉図鑑 (10) なまえのことば」になるので、言葉が足らなくて申しわけございませんでした。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

そうすると、今「27 年度」を「29 年度」に訂正して、「(除外本)」、そのところが削除と。そうすると、今説明で 28 年度においては除外本という扱いであったと。そうすると、29 年度においてはやはり内容が、言葉遣いが不適切であるから採用しない、通称除外という、そういう表記でよろしいわけか。

【学務課長】

そのとおりである。

【委員 1 名より】

その下の 29 年度使用云々という「言葉図鑑 (10)」も同じように 29 年度においては使用が不適切であるというふうに考えてよろしいわけか。

【学務課長】

そのとおりである。

【委員 1 名より】

そうすると、都合 8 冊が一般図書の中で不適切である、不相当であるという判断が下されたという、そう理解してよろしいのか。

【学務課長】

そのとおりである。

【委員1名より】

難しいね。今聞いた話だと、それだけではちょっと意味がわかりにくいね、。

【教育長】

委員がおっしゃるとおり、わかりづらい部分がある。今学務課長がお話したとおりなのだが、基本的に来年度の教科用図書採択をきょうやる。ですので、この大きな2枠目のところ、27年度と書いてあるのは、これは数字上おかしいということがある。それで、学務課長が話をした、この除外本としたのは、県からは印旛教科書採択協議会に対しては図書対象になっている。印旛としては除外した。ですので、ここで提案する中に除外本と書くのはおかしいので、ここは一回消してもらって、また学務課長が説明したとおり、言語の表現等が不適切なところあるので、ここは取るということになる。済みませんでした。

【委員1名より】

そういうことからいえば、この表は2つに分けないで1つにしてしまったほうがわかりやすかったということだね。わかりました。

何かお聞きになりたいことはあるか。

《議決結果》

可決

5 委員長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成28年8月定例会 8月17日（水）午後2時00分より
社会福祉センター2階会議室